

トラブルに遭わないためのアドバイス

CASE ① ワンクリック請求

- 興味本位で、知らない人からのメールを開いたり、記載されているURLにアクセスしない。
- 契約は売り手と買い手の合意が必要。この場合は契約が成立していないから、請求は無視!
- 絶対問い合わせをしないこと。

CASE ② サクラサイト

- あやしい書き込みは無視するのが一番。
- ネット上で知り合った人を簡単に信用しないこと。
- 別のサイトへ誘導されたら、おかしいと思うべし!
- 安易に連絡先を教えない。

CASE ③ キャッチセールス

- 街で声をかけてきた人に簡単についていかない。
- 安易に連絡先を教えない。
- 強引な勧誘はきっぱり断る。
- 解約したい場合は、右側のクーリング・オフを参考に。

CASE ④ マルチ商法

- 「楽に」「簡単に」もうかるようなウマイ話はない。
- 「あやしい」「ちょっと変」と思ったら、行かない。
- 安易に話に乗らない。
- 解約したい場合は、右側のクーリング・オフを参考に。

④ トラブルにあっても、あきらめないで!!

消費者の強い武器!「クーリングオフ」の活用

訪問販売や電話勧誘販売のように不意打ちで勧誘される場合や、マルチ商法や内職商法などの複雑な契約内容の場合は、冷静に判断できないまま、また契約内容をよく理解できないまま契約してしまうことがあります。クーリング・オフは、特定の取引方法による契約について、消費者がいったん契約した場合でも一定期間内であれば無条件で契約を解除することなどができる消費者保護制度です。

次の表に記載してある取引などが対象で、すべての契約に認められるわけではありません。たとえば、お店で商品を購入した場合や通信販売で商品を注文した場合は、この制度は利用できません。

クーリング・オフ対象	期間
訪問販売 (キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法を含む)	8日間
電話勧誘販売	
特定継続的役務提供 (いわゆるエステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)	
訪問購入(店舗以外の場所で、貴金属など原則全ての物品を事業者が消費者から買い取る契約)	20日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	
業務提供誘引販売(内職・モニター商法)	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・化粧品や健康食品などの消耗品の使用分はクーリング・オフできません。 ・自動車、葬儀、飲食店での飲食、3000円未満の現金取引等はクーリング・オフできません。 ・訪問購入の場合、自動車(二輪を除く)・大型家電・家具・書籍・CD/DVD/ゲームソフト類、有価証券はクーリング・オフできません。 ・布団、浄水器、掃除機などは、使用していてもクーリング・オフできます。 ・工事が終わっていても、期間内であればクーリング・オフできます。 ・特定継続的役務提供及び連鎖販売取引は、クーリング・オフ期間が過ぎていても、中途解約が可能です。中途解約では法定の解約料と既に提供されたサービスの分だけ支払い、未提供の分について返金を求めることが出来ます。 ・事業者がクーリング・オフについて嘘を言ったり、妨害したりした場合や契約書面に不備がある場合は、期間が過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。